

要配慮者利用施設における 洪水時等の避難確保計画

通所施設版

作成の手引き

令和3年10月版

足立区 総合防災対策室 災害対策課

目次

はじめに	1
本手引きの内容	2
Step1 現状を知る	3
様式 - 1	1 計画の目的～4 施設の利用者・職員数	3
様式 - 2	5 施設の水害リスク	5
様式 - 3	6 施設の影響と防災設備	5
Step2 水害時の防災対応を考える	7
様式 - 4	7 気象・河川水位情報等及び避難情報の収集	7
様式 - 5～9	8 施設の対応・避難	12
様式 - 10	9 洪水時等の行動	22
Step3 水害に備えて日頃から準備する	30
様式 - 11	10 備蓄品・非常持ち出し品等	30
様式 - 12	11 防災教育・訓練	32
様式 - 13～16	防災体制一覧表等	34
様式 - 17	別添 別表1	
	12 自衛水防組織の業務に関する事項	34
用語集	42

はじめに

平成29年6月の水防法改正において、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び作成した計画に基づく避難訓練の実施が義務となりました。また、令和3年5月に再度水防法が改正され、避難訓練を実施した際の報告が義務付けされました。

荒川が氾濫すると、足立区のほぼ全域が浸水し、2週間以上の長期間にわたって浸水が継続する地域があります。その間、電気・ガス・水道・下水道・電話・インターネット等の生活インフラが使用できない場合があります。そして、孤立者が多い場合、救助が来るまでに時間がかかることが予想されます。

しかしながら、洪水を引き起こすような大規模な台風は、洪水発生の数日前から気象予報等で知ることができます。

水害時は浸水しない地域に早めに避難するという前提のもと、施設利用者や職員等の命を守るため、大規模な水害を想定し、いつ・誰が・どのような避難行動をとるのかをあらかじめ整理しておき、それらをまとめた避難確保計画を作成した上で、定期的な避難訓練を実施しておくことが必要です。

本手引きの記入例を参考に、当該施設においてどのような水害に備えるべきか、どのように対応すべきか検討・計画していただきますようお願いいたします。

本手引きの内容

ポイント



避難確保計画の様式に沿って、検討・整理することによって、水害時の防災対応を計画することができます。

本手引きは、3つのステップで、「要配慮者利用施設における避難確保計画（通所施設版）」の作成にあたってのポイントや留意点、計画の記入方法等を解説しています。

避難確保計画作成に向けた3つのステップ

Step1 現状を知る

- ・ 当該施設で想定される水害（河川氾濫、内水氾濫、高潮）の把握
- ・ 当該施設の現状（施設の設備、水害への備え等）の把握

Step2 水害時の防災対応を考える

- ・ 水害に備えた情報の整理（どこから、どのような情報を入手するか）
- ・ 洪水時等の対応・避難方法の設定（どこにどのように避難するか）
- ・ 防災行動の設定（いつ、だれが、何をするのか）

Step3 水害に備えて日頃から準備する

- ・ 避難時に必要な備蓄・資機材の整理
- ・ 定期的な防災訓練の計画

3つのステップに沿って、段階的に水害時の防災対応を整理・検討し、施設の実情を踏まえた実効性の高い避難確保計画を作成しましょう。

Step1 現状を知る

避難確保計画を作成するための基礎データとして、施設の現状（職員数・利用者数、備蓄量・非常用発電機等）と施設の水害リスクを確認します。

1 計画の目的 ～ 4 施設の利用者・職員数

様式 - 1

ポイント！



施設の利用者と職員の最大数を確認し、記入しましょう。

「1 計画の目的」、「2 計画の報告」、「3 計画の適用範囲」は、あらかじめ様式に記載されている内容から修正する必要はありません。

「4 施設の利用者・職員数」は、現在の利用者と施設職員のおおよその最大数を、昼間・夜間／平日・休日に分けて記入してください。

なお、新型コロナウイルスの影響で通常の営業と異なる体制をとっている場合は、影響を受ける前（令和元年12月ごろ）の数を記入してください。

1 計画の目的

この避難確保計画は、要配慮者利用施設の管理者として、洪水・高潮発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的とする。

発災時に、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、管理者は、当該施設の利用者と職員に対する防災教育や訓練を行い、洪水等に関する知識を深めさせるとともに、訓練を通して課題を抽出し、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

2 計画の報告

計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を足立区長へ報告する。また、必要に応じて見直し・修正したときも、当該部分を同様に報告する。

3 計画の適用範囲

当該施設を利用又は勤務する全ての者に適用する。

4 施設の利用者・職員数

当該施設の利用者・職員のおおよその最大数は、以下のとおりである。

作業 ▶ 空欄に最大数を記入

	利用者		施設職員	
	平日	休日	平日	休日
昼間	50 人	0 人	10 人	0 人
夜間	0 人	0 人	0 人	0 人

備考

5 施設の水害リスク

様式 - 2

ポイント！



当該施設における水害の危険性を把握するため、まずは想定される水害リスクを確認しましょう。

避難確保計画には、荒川・利根川・江戸川・中川・綾瀬川・芝川・新芝川が氾濫した場合および内水氾濫・高潮が発生した場合に、当該施設で想定される水害リスク（浸水深・浸水継続時間・早期立退き避難が必要な区域）を記載します。

6 施設の影響と防災設備

様式 - 3

ポイント！



当該施設にどのような水害の影響や防災の備えがあるか、どのような方が利用しているかを確認しましょう。

「5 施設の水害リスク」で確認した想定される浸水深を踏まえ、当該施設の建物は最大「何階まで」「何時間」浸水する可能性があるのかを記入します。

なお、当該施設の各階の高さがわからない場合は、1階の高さ＝約3mを目安に考えましょう。

現在、当該施設に何日分の備蓄量を用意しているのか、もしくは用意することが可能か、当該施設に非常用発電機はあるか、ある場合は設置場所を確認して、記入します。

6 施設の影響と防災設備

想定される最大の水害が発生した場合の施設の浸水階数、浸水継続時間、備蓄量、非常用発電機の設置状況は以下のとおりである。

作業 ▶ 空欄に記入

施設の現状	
建物全体の階数	6 階
施設が利用している階数	1 階 ~ 4 階
最大の浸水階数	最大 2 階まで浸水
最大の浸水継続時間	最大 12 日
食料や水の備蓄量※	食料 : 3 日分 / 水 : 3 日分
非常用発電機の設置状況	施設の発電機 : 有 / 無
	発電機の設置場所 : B1 階 (浸水深より 上 / 下)
	ポータブル発電機 : 有 / 無

備考

※ 管理者は、避難対象者（施設利用者・職員）のそれぞれ1日あたりに必要な食料の量や種類を確認し、（最大浸水継続時間分の備蓄として）最低でも3日分の備蓄を用意してください。

※ 1人1日あたり必要な水の目安は、3ℓ程度（飲料水+調理用水）です。

Step2 水害時の防災対応を考える

「Step1 現状を知る」で整理した内容を踏まえ、施設における水害時の具体的な防災対応について検討します。

7 気象・河川水位情報等及び避難情報の収集

様式 - 4

ポイント



洪水等の対応時に活用する情報とその収集方法を確認しておきましょう。

迅速に時間的余裕のある避難を行うためには、事前に、気象情報や河川の水位、上流域の降雨状況を確認することが非常に有効となります。

避難確保計画の「7 気象・河川水位情報等及び避難情報の収集」に記載する表「収集する情報と収集方法」で、各種情報の収集方法を確認し、記載以外の収集方法があれば、追記しましょう。

次頁以降に各種情報の収集方法を解説していますので、実際にインターネットのサイト等へ移動し、情報内容等の確認や情報収集の訓練をおきましょう。

■ 情報の収集方法について

いざというときに、確実に情報を収集できるよう日頃から水害時に必要となる情報の確認や事前登録等の準備をしておきましょう。

● テレビ（データ放送）

- ・ NHK総合テレビのデータ放送で、気象情報や河川水位情報等を確認できます。

【確認方法】

- ① チャンネルをNHK総合テレビに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す。
- ② メニューから「地域の防災・生活情報」を選択する。

● 足立区ホームページ

- ・ 足立区が発令した避難情報や避難所の開設状況、足立区内の被害状況等を確認できます。



【確認方法（足立区ホームページ）】

防災・安全

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/bosai/index.html>

検索キーワード：足立区 防災安全

- ・ 河川の水位を確認できる国や都のホームページを案内しています。



【確認方法（足立区ホームページ）】

足立区を流れる河川水位の確認方法について

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/kasen-suii.html>

検索キーワード：足立区 河川水位

● Aメール

- ・ 足立区から、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に、災害に関する情報や気象警報の発表・解除等の情報を受け取ることができます。



【登録方法（足立区ホームページ）】

Aメール（足立区メール配信サービス）

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/ku/koho/a-mail/index.html>

検索キーワード：足立区 Aメール

● 足立区防災ナビ（スマートフォン用）

- ・ スマートフォンにアプリをダウンロードすることで、あだち防災マップや洪水ハザードマップ、河川カメラ画像、区ホームページの新着情報の表示、足立区公式 Twitter へのリンク、懐中電灯や笛の使用等を行うことができます。



【ダウンロード・使用方法（足立区ホームページ）】

スマートフォン用の防災アプリ「足立区防災ナビ」をダウンロード

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/bousai-application.html>

検索キーワード：足立区 防災ナビ

● あだち安心電話

- ・ 大雨等により近隣の河川が避難の必要な水位に達する可能性があるとして予測された場合に、河川の水位の状況や避難所開設に関する情報を電話による自動音声メッセージでお知らせするサービスです。事前に登録が必要で、固定電話・携帯電話・スマートフォン等、どんな電話機でも登録ができます。



【登録方法（足立区ホームページ）】

あだち安心電話

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/ku/koho/anshin/index.html>

検索キーワード：あだち安心電話

● 足立区LINE公式アカウント

- ・ LINEアプリで、災害に関する情報（避難勧告や避難所開設情報等）や緊急情報等のお知らせをリアルタイムに確認できます。情報を受け取るには、SNSアプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。



【登録方法（足立区ホームページ）】

足立区LINE公式アカウント

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

検索キーワード：足立区 LINE

● 緊急速報メール（エリアメール）

- ・ 携帯電話やスマートフォンを利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、足立区が配信する「災害・避難情報」等、緊急かつ重要な情報を足立区内の携帯電話に一斉に配信するサービスです。受信すると携帯電話の画面に配信内容が表示され、専用の着信音とバイブレーションで通知されます。なお、登録は不要です。

● 国土交通省「川の防災情報」

- ・ パソコンやスマートフォンで、雨量や河川水位、洪水予報等を確認できます。

【確認方法】

川の防災情報トップページ

<http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

検索キーワード：川の防災情報

**● 気象庁ホームページ**

- ・ 気象情報や台風情報、雨量（予測・実測）、洪水予報等、さまざまな情報を入手できます。

【確認方法】

気象庁トップページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

検索キーワード：気象庁



8 施設の対応・避難

様式 - 5～9

ポイント1



洪水時等に、施設ではどのような対応・避難を行うのか検討しましょう。

水害に備えた当該施設の対応として、事前に、休校や休園、休所等のサービスを休止するのを確認し、休止する場合は判断基準や家族・保護者等への連絡体制等を計画しておきましょう。

施設によっては、利用者の家庭環境等の理由から利用者を受け入れる必要があり、施設のサービスを休止することができない場合や、中長期の降雨予測が困難であったため緊急対応が求められる場合があります。

そのような場合の避難方法として、「6 施設への影響と防災設備」の結果を踏まえ、当該施設以外の施設や避難所へ避難する『水平避難』を行うのか、安全を確保できる当該施設の上階へ避難する『垂直避難』を行うのかを検討します。

避難方法は、施設の水害リスクや利用者の特性等に応じて異なるため、次頁の「防災対応形態と対応・避難方法例」の留意点を参考に、検討しましょう。

また、水害時に利用者を家族・保護者へ引き渡す場合はある施設は、その手順等を具体的に計画しておきましょう。

防災対応形態と対応・避難方法例

防災対応形態	対応・避難方法 (※1)	留意点 (※2)
水害に備えた事前のサービス休止	<ul style="list-style-type: none"> サービスの休止 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを休止するまでの流れを計画する。 (判断基準、区との連絡体制、家族・保護者との連絡体制等)
洪水時等に施設が行う早めの避難対応 (サービスの継続、緊急避難対応等)	① 浸水域外の系列・協力施設への避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難先が土砂災害の危険性がないか確認する。
	② 当該施設の上階避難	<ul style="list-style-type: none"> 浸水継続時間を考慮した備えが必要である。 避難者全員が収容できる十分な広さが必要である。
	③ 浸水域内の系列・協力施設への避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難先が浸水の危険性がないか確認する。 避難先に浸水継続時間を考慮した備えがあるか確認する。 (必要に応じて) 持ち出し品を用意する。
	④ 足立区外かつ浸水区域外の避難所への避難	<ul style="list-style-type: none"> 持ち出し品、移動手段を確保する。
	⑤ 足立区内の建物(当該施設、系列・協力施設、指定避難所以外)への避難	
	⑥ 足立区の指定避難所への避難	
家族・保護者へ施設利用者の引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> 家族や保護者への引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や手違いがないよう、引き渡し開始から終了までの具体的な流れを計画する。

※1 対応・避難方法の番号は、検討優先順を示す。

※2 浸水継続時間を考慮した備えとは、浸水時の孤立を想定した浸水継続時間以上の備蓄、機器・機材、電力等の準備・整備を示す。

ポイント



サービス休止の判断基準や判断時期を計画しておきましょう。また、緊急対応等に備え、避難場所等も検討しましょう。

「施設の対応・避難方法」の検討結果から、浸水区域内外の施設や避難所へ避難(水平避難)する場合は、避難先の名称とそこまでの移動距離、避難手段を記入してください。当該施設の上階へ避難(垂直避難)する場合は、避難する階数を記入してください。

浸水区域内外の施設や避難所へ避難(水平避難)する場合は、避難先ごとに避難経路図を作成してください。

なお、**様式-8**経路図は、手書きでも結構です。大きな地図に書き込む場合は、別添でも結構です。地図の大きさに規定はありません。

■ 移動手段に関する留意点

- ・ 遠距離移動や往復で複数回移送（ピストン移送）を要する等、移動に時間がかかる場合は、避難訓練等で移動開始から完了までの所要時間を把握し、余裕を持った避難を計画しましょう。
- ・ 水害が発生もしくは発生する可能性が高まった場合、道路が渋滞したり、公共交通機関が使用できなくなったりします。そのような状況を想定し、車両等による避難や早めの避難を計画しましょう。

■ 避難経路に関する留意点

- ・ 避難経路として、アンダーパス等の冠水しやすい道路や土砂災害の危険がある道路を使用する場合は、移動中に被災する危険があります。そのため、雨が強くなる前に避難したり、多少遠回りとなっても安全な道路を使用する等の対応を計画しましょう。

■ 緊急避難に関する留意点

- ・ 突然の激しい大雨等により、サービスの休止ができなかった場合や利用者が来てしまった場合、避難が遅れてしまった場合は、緊急的な対応が求められます。そのような場合、すでに内水氾濫が発生していたり、夜間に対応しなければならなかったり、短い移動であっても危険を伴う可能性があります。そのため、緊急的な対応として、当該施設や近くの堅牢な建物の上階等、避難所は複数設定しておきましょう。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

☑ 水害に備えた事前のサービス休止

項目	サービス休止の判断
サービス休止の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/> 区からの情報・連絡 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ・ニュースの報道 <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関の計画運休の発表 <input type="checkbox"/>
サービス休止の判断時期 (準備や連絡等の時間を考慮した判断の限界時間)	<input checked="" type="checkbox"/> 状況が厳しくなる※ 1日前の15時までに判断 <input checked="" type="checkbox"/> その他(計画運休実施の前日15時までに判断)

※ 状況が厳しくなるとは、大雨や暴風により、外に出て移動することが困難となるような状況を示す。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて空欄に記入

- 避難先や移動手段を計画するにあたり、早めの避難対応を行う場合や公共交通機関が利用できない場合の避難対応も検討しましょう。
- 人員の不足等により移送が困難な場合は、事前に移送支援の要請先（関係施設や近隣住民等）を決めておきましょう。
- 車いすを必要とする方、松葉杖や義足を利用している方等、移動に特別な配慮が必要な利用者がある場合は、そのような方の移動時間を十分に考慮して、避難対応を検討しましょう。

洪水時等に施設が行う早めの避難対応

	避難場所	移動距離	移動手段
当該施設以外の施設・避難先への避難 (水平避難) ※ 水平避難が可能な場合記入	●●施設	(8k) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 車両 () 台 <input type="checkbox"/>
当該施設の上階避難 (垂直避難)	階		

公共交通機関が利用できない場合

	避難場所	移動距離	移動手段
当該施設以外の施設・避難先への避難 (水平避難) ※ 水平避難が可能な場合記入	■■学校	(500) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台 <input type="checkbox"/>
当該施設の上階避難 (垂直避難)	3~4 階		

※ 様式-8に避難場所までの避難経路を記入しましょう。様式-8は必要に応じてコピーして使用してください。

移送支援者がいる場合

移送支援要請先	要請人数	電話	F A X
●●施設	3 人	01-2345-6789	01-2345-6789
	人		

※ 必要に応じ、この様式をコピーして使用してください。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて空欄に記入

【移動に特別な配慮が必要な利用者※がいる場合】

	避難場所・避難対象者	移動距離	移動手段
当該施設以外の 施設・避難先へ の避難 (水平避難) ※ 水平避難が可 能な場合記入	▲▲施設	(5k) m	<input type="checkbox"/> 徒歩
			<input type="checkbox"/> 公共交通機関
			<input checked="" type="checkbox"/> 車両 (2) 台
			<input type="checkbox"/>
当該施設の 上階避難 (垂直避難)	階		

※ 「移動に特別な配慮が必要な利用者」とは、車いすを必要とする方、松葉杖や義足を利用している等で特に移動に時間や困難を要する方、公共機関が使えない方等を示す。

公共交通機関が利用できない場合

	避難場所・避難対象者	移動距離	移動手段
当該施設以外の 施設・避難先へ の避難 (水平避難) ※ 水平避難が可 能な場合記入		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩
			<input type="checkbox"/> 車両 () 台
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
当該施設の 上階避難 (垂直避難)	階		

※ 様式-7に避難場所までの避難経路を記入しましょう。様式-7は必要に応じてコピーして使用してください。

移送支援者がいる場合

移送支援要請先	要請人数	電話	F A X
▲▲施設	2 人	01-2345-6789	01-2345-6789
	人		

※ 必要に応じ、この様式をコピーして使用してください。

作業 ▶ 空欄に記入、マップの作成

避難先までの避難経路図

避難先名称	▲▲施設
避難経路図	

▲▲施設

本施設

浸水継続時間が短い関連施設へ避難する場合の例

※ 必要に応じ、この様式をコピーして使用してください。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

施設利用者の家族・保護者への引き渡しは、大雨や暴風※により移動が困難になる前に、余裕を持って行いましょう。

※ 移動が困難となる大雨や暴風としては、大雨が1時間雨量30~50mm（激しい雨）以上、風速が25m/s以上（台風における暴風域）が目安となります。

☑ 家族・保護者へ施設利用者の引き渡し

引渡方法	<input checked="" type="checkbox"/> 受付で引き取り者の身元確認・番号札の配布 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者の生活状況の確認・必要事項を連絡メモに追記 <input type="checkbox"/> ↓ <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者を引渡場所へ移動 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↓ <input checked="" type="checkbox"/> 今後の対応等について説明した後、引き渡し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
引渡場所	1階多目的ホール

備考（留意点や図面等）

- ・ 引き渡し時には、混雑、混乱を避けるため、多目的ホールにテーブル等を配置し、受付から引き渡しまでの動線を確保する。
- ・ 多目的ホールのテーブル等の配置は、別紙参照。

引き渡し時の連絡事項（引き渡し時に配布する連絡メモを事前に作成する）

- 再入所時の連絡について
- 当日の生活状況
-
-

9 洪水時等の行動

様式 - 10



いつ、だれ(どの班)が、何をするのかを検討しましょう。

気象庁が発表する気象警報や、足立区が発表する「高齢者等避難」のほか、施設独自の情報収集等をもとに、段階的な体制確立の考え方と、各体制に応じた活動内容及び役割分担を構築しておきましょう。

(1) 要配慮者利用施設における防災対応の考え方

要配慮者利用施設における防災体制は、「注意体制」「警戒体制」「非常体制」の3つに分けられます。各体制の行動目標と体制を移行する判断基準は、以下の項目が挙げられます。なお、判断基準は、避難方法や利用者特性によって、以下に挙げた項目と異なる場合があります。その場合は、施設の実情に応じて、判断基準を追加・修正してください。

要配慮者利用施設における防災対応の考え方

防災体制	行動目標 (主な防災行動)	判断基準
注意体制	① 災害モードへ気持ちを切り替える。	● 気象・台風情報から大雨の可能性があると予測された場合
	② 避難に向けた準備を行う。	● 2日後に大雨が予想された場合 ● もしくは ● 大雨・洪水・高潮注意報が発表された場合
警戒体制	③ 避難に時間を要する避難(引き渡し・水平避難)を開始する。	● 高齢者等避難が発令された場合 ● もしくは ● 内水氾濫の発生が予測された場合
非常体制	④ 当該施設内の上階へ垂直避難を開始する。	● 避難指示が発令された場合

■ 内水氾濫に関する留意点

- ・ 区が発令する避難情報は、内水氾濫に対応していません。そのため、施設が独自に避難の判断することが求められます。また、内水氾濫が発生した後に避難することは困難となることから、早めに避難を開始する必要があります。そのため、水害対応時には、降雨予測を注視するとともに、施設周辺の道路状況をこまめに確認することが重要です。

■ 要配慮者利用施設の避難に係るリードタイムについて

- ・ 河川によって、高齢者等避難の発令から堤防決壊までの時間（リードタイム）が設定されています。足立区に影響のある河川のリードタイムは、荒川で10時間、中川・綾瀬川・芝川・新芝川で8時間です。当該施設で避難にかかる所要時間を考慮した上で、避難開始のタイミングを設定しましょう。
- ・ 上記リードタイムはあくまで目安です。降雨状況等によって、リードタイムは前後するので、注意が必要です。

■ 避難情報について

- ・ 河川の水位が上昇してくると、状況に応じて、足立区は以下のように避難情報を発令します。

区が発令する避難情報

情報の種類	とるべき行動
高齢者等避難	要配慮者は浸水しない区域へ避難する。
避難指示	全員が浸水しない区域へ避難する。
緊急安全確保	全員が浸水しない区域へ直ちに避難する。 外が危険な場合は上階に直ちに避難する。

■ 【参考】洪水予報について

- 洪水予報とは、水防活動や避難行動の判断の参考となるように、気象庁が国土交通省、又は都道府県の機関と共同して発表する、あらかじめ指定した河川の水位や流量を示した情報です。
- 「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」、「氾濫発生情報」、「氾濫注意情報解除」の5種類があります。それぞれの情報に対してとるべき対応の目安が設定されています。

洪水予報と発表された場合にとるべき行動

洪水予報	区が発表する避難情報	とるべき行動
氾濫注意情報	—	災害に備えた避難行動を確認する。
氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者等の避難に時間を要する人は避難開始する。その他の人は避難準備をする。
氾濫危険情報	避難指示	浸水しない地域や場所へ速やかに避難する。（水平避難・垂直避難）
氾濫発生情報	緊急安全確保	屋内への避難等、直ちに命を守る行動をとる。（垂直避難）

(2) 避難方法ごとの防災行動

洪水時等の要配慮者利用施設における防災行動例として、対応・避難方法ごとに以下の行動が挙げられます。これらの行動例は、様式-10の「行動内容」欄に記載していますので、洪水時等に当該施設で実施する行動を検討し、チェックならびに必要な応じて追記をしましょう。

避難方法に対応した防災行動（例）

防災体制	対応・避難方法				
	共通	サービス休止	引き渡し	水平避難	垂直避難
注意体制	気象情報や台風情報等の収集	施設利用者・家族や保護者へサービス休止、又はその可能性の連絡	施設利用者・家族や保護者へ引き渡しの可能性の連絡	非常持ち出し品、機器・機材等の確認	備蓄品、機器・機材等の確認・準備
	河川水位情報の収集	区役所とサービス休止の調整・連絡		移送支援者と移動用車両の準備	非常用電源・燃料の確認・準備
	鉄道等の計画運休情報の収集	サービス休止の判断		避難先との調整	
	施設管理者や職員へ収集した情報の共有	施設利用者・家族や保護者へサービス休止の連絡			
	今後の対応の検討	区役所へサービス休止の連絡			
	職員へ今後の対応の連絡				
	重要書類(紙・電子データ)の確保・管理・持ち出し準備				
	避難対応職員の調整・参集				
警戒体制	避難情報(高齢者等避難)の収集		施設利用者の引き渡し判断	移送支援要請の連絡	上階へ施設利用者の移動
	施設管理者や職員へ避難情報(高齢者等避難)の共有		家族や保護者への引き渡しの連絡	避難先へ避難開始の連絡	上階へ重要書類(紙・電子データ)の移動
	施設利用者の避難の判断		家族や保護者へ施設利用者の引き渡し	避難先へ施設利用者の移動	上階へ備蓄品、機器・機材等の移動
	職員へ今後の対応の連絡			避難先へ非常持ち出し品、機器・機材等の持ち出し	区役所へ避難先と避難完了の連絡
	家族・保護者へ避難開始の連絡			避難先へ重要書類(紙・電子データ)の持ち出し	
				区役所へ避難先と避難完了の連絡	
非常体制	避難情報(避難指示)の収集			職員の避難	上階へ職員の避難
	施設管理者や職員へ避難情報(避難指示)の共有			区役所へ避難先と避難完了の連絡	区役所へ避難先と避難完了の連絡
	職員へ今後の対応の連絡				

9 洪水時等の行動

洪水時等における防災行動とその対応要員は、以下のとおりである。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

【注意体制】 ① 災害に備えて情報収集を開始する。

判断基準「いつ」

● 気象・台風情報から大雨の可能性があると予測された場合

防災行動「なにを」	対応要員 「だれが」	備考
行動内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 気象情報や台風情報等の収集	統括情報班	
<input checked="" type="checkbox"/> 河川水位情報の収集	//	
<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道等の計画運休情報の収集	//	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設管理者や職員へ収集した情報の共有	//	
<input checked="" type="checkbox"/> 今後の対応の検討	//	
<input checked="" type="checkbox"/> 職員へ今後の対応の連絡	//	
<input type="checkbox"/>	-----	
<input type="checkbox"/>	-----	

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

【注意体制】 ② 避難に向けた準備を開始する。

判断基準「いつ」	<ul style="list-style-type: none"> ● 2日後に大雨が予想された場合 <li style="text-align: center;">もしくは ● 大雨・洪水・高潮注意報が発表された場合
----------	--

防災行動「なにを」		対応要員 「だれが」	備考
避難方法	行動内容		
☑共通	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 今後の対応の検討 ☑ 職員へ今後の見込みの連絡 ☑ 重要書類※（紙・電子データ）の確保・管理・持ち出し準備 ☑ 避難対応職員の調整・参集 ☐ ☐ 	統括情報班 ----- 施設管理班 ----- 統括情報班 ----- -----	
☑サービス 休止	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 施設利用者・家族や保護者へサービス休止、又はその可能性の連絡 ☑ 区役所とサービス休止の調整・連絡 ☑ サービス休止の判断 ☑ 施設利用者・家族や保護者へサービス休止の連絡 ☑ 区役所へサービス休止の連絡 ☐ 	統括情報班 ----- ----- ----- ----- -----	
☑引き 渡し	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 施設利用者・家族や保護者へ引き渡しの可能性の連絡 ☐ ☐ 	統括情報班 ----- -----	
☑水平 避難	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 非常持ち出し品、機器・機材等の確認 ☑ 移送支援者と移動用車両の準備 ☑ 避難先との調整 ☐ ☐ 	施設管理班 ----- 統括情報班 ----- -----	
☑垂直 避難	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 備蓄品、機器・機材等の確認・準備 ☑ 非常用電源・燃料の確認・準備 ☐ ☐ 	施設管理班 ----- -----	

※ 重要書類とは、避難時に必要となる利用者のデータ等のほか、施設においての貴重品等を示す。持ち出しやすい形で管理する。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

【警戒体制】 ③ 避難（引き渡し・水平避難）を開始する。

判断基準「いつ」	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等避難が発令された場合 <li style="text-align: center;">もしくは ● 内水氾濫の発生が予測された場合
----------	--

防災行動「なにを」		対応要員 「だれが」	備考
避難方法	行動内容		
☑共通	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 避難情報（高齢者等避難）の収集 ☑ 施設管理者や職員へ避難情報（高齢者等避難）の共有 ☑ 施設利用者の避難の判断 ☑ 職員へ今後の対応の連絡 ☑ 家族・保護者へ避難開始の連絡 □ □ 	統括情報班 ----- "----- ----- "----- ----- -----	
☑引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 施設利用者の引き渡し判断 ☑ 家族や保護者への引き渡しの連絡 ☑ 家族や保護者へ施設利用者の引き渡し □ 	統括情報班 ----- "----- 避難誘導班 -----	
☑水平避難	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 移送支援要請の連絡 ☑ 避難先へ避難開始の連絡 ☑ 避難先へ施設利用者の移動 ☑ 避難先へ非常持ち出し品、機器・機材等の持ち出し ☑ 避難先へ重要書類※（紙・電子データ）の持ち出し ☑ 区役所へ避難先と避難完了の連絡 □ □ 	統括情報班 ----- "----- 避難誘導班 施設管理班 ----- "----- 統括情報班 ----- -----	
☑垂直避難	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 上階へ施設利用者の移動 ☑ 上階へ重要書類※（紙・電子データ）の移動 ☑ 上階へ備蓄品、機器・機材等の移動 ☑ 区役所へ避難先と避難完了の連絡 □ □ 	避難誘導班 施設管理班 ----- "----- 統括情報班 ----- -----	

※ 重要書類とは、避難時に必要となる利用者のデータ等のほか、施設においての貴重品等を示す。持ち出しやすい形で管理する。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

【非常体制】 ④ 当該施設内の上階へ垂直避難を開始する。

判断基準「いつ」

- 避難指示が発令された場合

防災行動「なにを」		対応要員 「だれが」	備考
避難方法	行動内容		
☑共通	<input checked="" type="checkbox"/> 避難情報（避難指示）の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 施設管理者や職員へ避難情報（避難指示）の共有 <input checked="" type="checkbox"/> 職員へ今後の対応の連絡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	統括情報班 ----- "----- ----- -----	
☑水平 避難	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の避難 <input checked="" type="checkbox"/> 区役所へ避難先と避難完了の連絡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	全職員----- 統括情報班 ----- -----	
☑垂直 避難	<input checked="" type="checkbox"/> 上階へ職員の避難 <input checked="" type="checkbox"/> 区役所へ避難先と避難完了の連絡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	避難誘導班 統括情報班 ----- -----	

Step3 水害に備えて日頃から準備する

水害対応時に円滑・迅速な防災対応ができるよう、日頃から必要な備蓄・資機材等を整理し、いざというときに備え、準備しておきましょう。

10 備蓄品・非常持ち出し品等

様式 - 11

ポイント！



備蓄品や非常持ち出し品、浸水防止対策資機材を確認・準備しておきましょう。

水害時の避難に必要な備蓄品や非常持ち出し品、できる限り浸水を防ぐための資機材を確認し、記入しましょう。

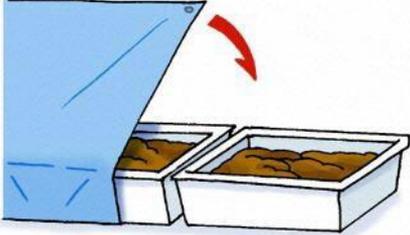
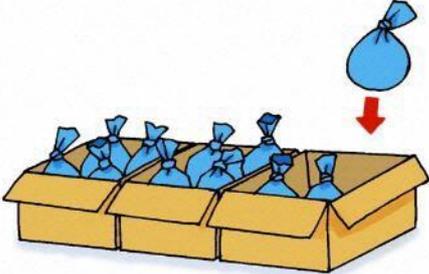
なお、備蓄品とは、当該施設の上階へ避難（垂直避難）する場合に備え、用意しておくもの、非常持ち出し品とは、当該施設外の施設や避難所に避難する場合に持っていくものを指します。

■ 備蓄品・非常持ち出し品に関する留意点

- ・ 当該施設の上階へ避難（垂直避難）する場合、浸水継続時間を考慮した十分な量の備蓄品が必要となります。
- ・ 停電を想定して、懐中電灯の乾電池や携帯電話の予備バッテリー等も用意しておきましょう。
- ・ 事前に用意しておくことが可能な非常持ち出し品は、袋等にまとめて入れておきましょう。また、日頃、使用しているため袋に入れておくことができないものについては、避難時に持っていくことを忘れないよう、避難確保計画に記入しておきましょう。

■ 浸水対策について

- 身近にある物で、簡易的な浸水対策が可能です。以下の一例を参考に、日頃から資機材の用意、設置の訓練をしておきましょう。

プランター	ダンボール箱
	
<p>プランターを並べ、隙間を作らないようにブルーシートで覆います。</p>	<p>ダンボール箱に水のうを入れて並べます。ダンボール箱はビニール袋やブルーシート等で覆います。</p>
簡易止水板	簡易水のう
	
<p>出入口を長めの板等でふさぎ、土のうや水のうで固定します。</p>	<p>家庭で使用しているゴミ袋（40リットル程度の容量）を利用できます。</p>

1 1 防災教育・訓練

様式 - 1 2

ポイント1



水害時に円滑な防災対応できるよう、いつ、どのような 防災教育や防災訓練を行うか計画しておきましょう。

防災教育（講習会、勉強会等）や防災訓練の内容とその実施時期、対象者等を計画します。防災教育や防災訓練は、水害の危険性が高まる6月までに実施することが望ましいでしょう。

防災訓練としては、以下のような内容が挙げられます。

避難訓練の例

- ・ 各種情報を収集・伝達する「情報伝達訓練」
- ・ 施設利用者を家族・保護者に引き渡す「引き渡し訓練」
- ・ 水害時の状況を想定して施設職員が施設に参集する「非常参集訓練」
- ・ 施設利用者や職員が避難先まで避難する「避難訓練」

なお、避難確保計画の様式 - 1 2 「防災教育・訓練の年間計画」には、主な防災訓練項目が記載してありますが、施設の環境に合わせて適宜修正・追記してください。

1.1 防災教育・訓練

洪水時等に迅速・的確な判断・行動ができるよう、日頃から以下の防災教育・訓練を実施する。

防災教育・訓練は、いざというときに備え、毎年実施しましょう。1年に1回以上、下表のすべての項目について行うことが望ましいですが、難しい場合は、重要性の高い項目を行う等の計画を検討しましょう。

作業 ▶ 該当するものに☑、必要に応じて追記

防災教育・訓練の年間計画

防災教育・訓練項目	実施月日	実施頻度	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 施設職員への防災教育 ・ 避難確保計画等の情報の共有 ・ 過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 ・	4月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者への防災教育 ・ 水害の危険性や避難場所の説明 ・ 緊急時の対応等に関する家族や保護者への説明 ・	—	<input type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	初回面談時に説明
<input checked="" type="checkbox"/> 情報伝達訓練 ・ 施設職員の緊急連絡網の試行 ・ 保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 ・	8月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	
<input checked="" type="checkbox"/> 引き渡し訓練 ・ 家族や保護者の緊急連絡網の試行 ・ 家族や保護者への連絡から施設利用者を引き渡すまでの試行、所要時間の計測 ・	8月1日	<input type="checkbox"/> 毎年 <input checked="" type="checkbox"/> 2年に1回	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設職員の非常参集訓練 ・ 施設職員の緊急連絡網の試行 ・ 施設職員への連絡から参集までの試行、所要時間の計測 ・	8月1日	<input type="checkbox"/> 毎年 <input checked="" type="checkbox"/> 2年に1回	
<input checked="" type="checkbox"/> 避難訓練 ・ 防災体制と役割分担の確認 ・ 防災体制の立ち上げから避難開始までの防災行動の試行 ・ 施設から避難先までの避難の試行、所要時間の計測 ・	9月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	
<input checked="" type="checkbox"/> 避難確保計画の見直し・更新	3月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	
<input type="checkbox"/> ・ ・	月 日	<input type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> ・・・年に1回	

防災体制一覧表等

様式 - 13～16

ポイント！



施設の防災体制や連絡先、避難誘導方法を記入します。
 様式-13～16は、足立区への提出は不要です。

該当施設における、災害時の防災体制や施設利用者の緊急連絡先及び避難誘導方法、施設職員の緊急連絡先を計画・整理しておきましょう。

すでに防災体制を確立していたり、名簿や連絡網を作成している場合は、それに差し替えていただいて結構です。

様式 - 13～16は、個人情報が含まれるため、足立区への提出は不要です。施設で保管しておきましょう。

様式 - 13の「防災体制一覧表」は、施設の見やすいところに掲示する等、日頃から職員で共有し、いざというときにすぐに使えるようにしましょう。

12 自衛水防組織の業務に関する事項

様式 - 17

別添

別表 1

ポイント！



自衛水防組織を設置する場合に、記入します。
 様式-17 別添 別表 1は、足立区への提出は不要です。

自衛水防組織は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うことを目的に、施設管理者等の役割・権限・責任等を定めることとなります

自衛水防組織の設置は努力義務ですが、自衛水防組織を設置する場合には、様式 17及び別添、別表 1を作成してください。

様式 17「13 自衛水防組織の業務に関する事項」、別添、別表 1は、足立区への提出は不要です。必要に応じて作成し、施設で保管しておきましょう。

記入例

赤文字は記入内容例

※ 足立区への提出は不要
 ※ 既に防災体制を確立している場合はそれを用いてもよい

様式 - 13

重要

◇洪水時等に円滑に判断・行動できるよう、役割分担を決めておきましょう。
 ◇「避難確保計画」作成後に、計画及び役割分担を再確認しましょう。
 ◇施設の見やすいところに掲示する等、日頃から職員で共有し、いざというときにすぐに使えるようにしましょう。

防災体制一覧表

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
統括・ 情報班	班長 (○○○○)	<input checked="" type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (2) 名	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
避難 誘導班	班長 (○○○○)	<input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 <input type="checkbox"/>
	班員 (6) 名	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
施設 管理班	班長 (○○○○)	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の警備管理 <input checked="" type="checkbox"/> 衛生環境の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄・衛生物品 (医薬品) の管理 <input type="checkbox"/>
	班員 (2) 名	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
	班長 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	班員 () 名	
	・	
	・	

記入例

赤文字は記入内容例

- ※ 足立区への提出は不要
- ※ 既存の名簿等ある場合はそれを用いてもよい

様式 - 14

施設利用者の緊急連絡先及び避難誘導方法一覧表

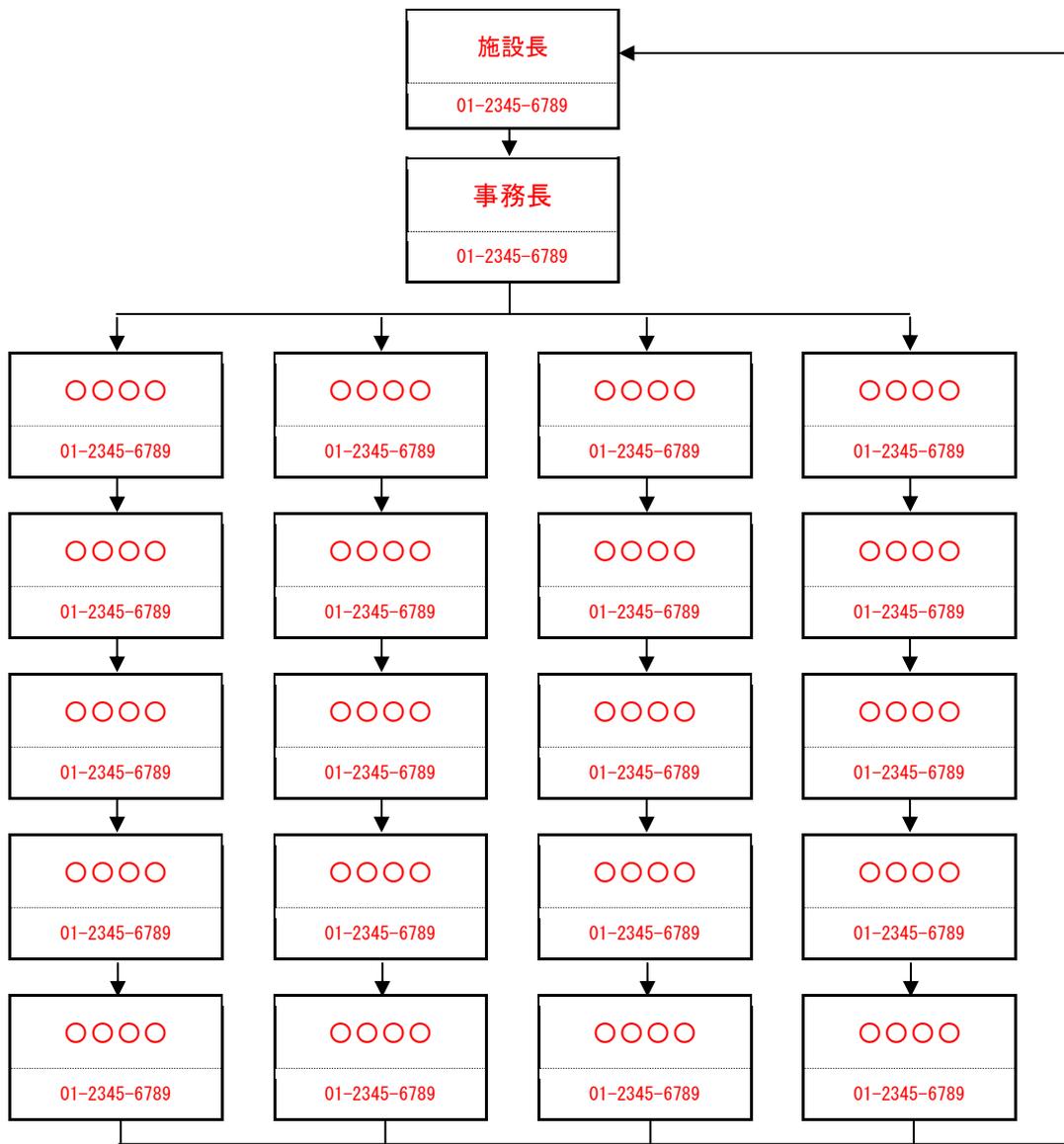
利用者 氏名	連絡先（家族・保護者）		対応 内容※	移動手段		担当者	備考
	氏名	電話番号		水平避難	垂直避難		
〇〇〇〇	△△△△	01-2345-6789	4	自動車	ストレッチャー	□□□	
〇〇〇〇	△△△△	01-2345-6789	3	車いす	車いす	□□□	

※ 対応内容には、以下の中であてはまる番号を記入してください。

- 避難先へ移動する場合
 - 1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. そのほか
- その他対応
 - 6. 自宅に帰宅 7. 病院に搬送 8. そのほか

※ 足立区への提出は不要
※ 既存の名簿等ある場合はそれを用いてもよい

施設職員用緊急連絡網



※ 上段：氏名、下段：電話番号を記入

- ※ 足立区への提出は不要
- ※ 既存の名簿等ある場合はそれを用いてもよい

外部機関等の緊急連絡先一覧表

連絡先	電話番号	備考 (担当者名等)
足立区役所	03-3880-5111	
足立区役所 所管課 ◆◆部 ■■課	01-2345-6789	
警察署 ●●警察署	01-2345-6789	
消防署 ▲▲消防署	01-2345-6789	
関係施設 ○○施設	01-2345-6789	
関係施設	01-2345-6789	
関係施設	01-2345-6789	
避難対応人員依頼先 ○○施設	01-2345-6789	
移動支援者連絡先 ○○施設	01-2345-6789	

- ※ 自衛水防組織を設置する場合のみ作成
- ※ 足立区への提出は不要
- ※ 既に作成している場合はそれを用いてもよい

1.2 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき「自衛水防組織」を設置する。

(2) 自衛水防組織は、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ① 毎年 4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
- ② 毎年 9月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織、又は変更をしたときは、遅滞なく、当該計画を足立区長へ報告する。

- ※ 自衛水防組織を設置する場合のみ作成
- ※ 足立区への提出は不要
- ※ 既に作成している場合はそれを用いてもよい

別添

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、様式-13に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

記入例

赤文字は記入内容例

- ※ 自衛水防組織を設置する場合のみ作成
- ※ 足立区への提出は不要
- ※ 既に作成している場合はそれを用いてもよい

別表 1

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品	
<p>総括・情報班</p>	<p>名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 従業員 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> <p>情報収集及び伝達機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 	<p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 投光機 <input type="checkbox"/>
<p>避難誘導班</p>	<p>名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 従業員 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> <p>誘導の標識</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>情報収集及び伝達機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 	<p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 投光機 <input type="checkbox"/> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 誘導用ライフジャケット <input checked="" type="checkbox"/> 蛍光塗料 <input type="checkbox"/>
<p>施設管理班</p>	<p>管理リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄品 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち出し品 <input checked="" type="checkbox"/> 機器・機材 <input type="checkbox"/> <p>情報収集及び伝達機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> トランシーバー <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 	<p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 投光機 <input type="checkbox"/>

用語集

用語	解説
要配慮者利用施設	社会福祉施設・学校・医療施設等、防災上の配慮を要する者が利用する施設
水害	洪水や高潮等、水によりもたらされる被害の総称
外水氾濫	台風や大雨等によって川の水が堤防からあふれたり、堤防が決壊したりすることによって発生する洪水
内水氾濫	市街地等に降った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地等の水を川に排出することができなくなった際に、市街地等に水があふれてしまう浸水害
浸水想定区域	大雨により河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域
浸水継続時間	任意の地点において、浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間
早期立退き避難が必要な区域	木造家屋が倒壊するような流速になる等の場合があり、早期の立退き避難が必要になる区域
基準水位観測所	国や都道府県が河川の水位の情報を提供する予め定められた水位観測所
垂直避難	災害が発生して身が危険にさらされる可能性がある状況で、避難場所等までは避難する時間的な余裕がないために、自宅や近隣ビルの上の階等に避難すること
水平避難	避難場所等に避難すること
広域避難	住民が住んでいる市区町村の外に逃げる避難形態
洪水ハザードマップ	大雨により河川が氾濫した場合等に備え、水害に関する情報を提供して住民の避難に役立てることを目的に、浸水が想定される区域や浸水の程度、避難等の情報を記載したもの